

大田区役所グリーン購入ガイドライン

	平成31年 3月19日30環計発第11304号	部長決定
改正	令和 2年 3月 5日31環計発第11433号	部長決定
改正	令和 3年 3月 9日 2環計発第11115号	部長決定
改正	令和 4年 4月12日 4環計発第10062号	部長決定
改正	令和 5年 3月31日 4環計発第11470号	部長決定
改正	令和 6年 3月29日 5環計発第11150号	部長決定

(目的)

第1条 このガイドラインは、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）の規定に基づき、区の事務事業に伴い調達する物品、役務等（以下「物品等」という。）について、環境負荷の少ない物品等を優先して購入することでグリーン購入の取組を推進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 このガイドラインは、区の事務事業に伴い調達する物品等に適用する。

(対象品目)

第3条 対象品目は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）に定める特定調達品目及び電力を対象とする。

(調達基準)

第4条 調達基準は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に準じる。ただし、自動車については区の「庁有車等の調達に係る環境配慮方針」を、電力については区の「大田区電力調達方針」及び「大田区電力の調達に係る環境配慮方針」を調達基準とする。この場合において、各部局は、やむを得ない理由により調達基準を満たせない物品等を調達するときは、その理由を把握し、環境清掃部長へ報告できるようにする。

(調査等)

第5条 環境清掃部長は、各部局に対して前条の調達基準を満たす物品等の調達状況について、調査及び資料の提出を求めることができる。

(情報提供)

第6条 環境計画課は、グリーン購入に関する情報収集に努め、必要に応じ各部局に提供するものとする。

(その他)

第7条 このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、環境清掃部長が別に定める。

付 則

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、令和4年4月12日から施行する。

付 則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。